

# オーストラリア連邦ビクトリア州における Victorian Suicide Register の概要と自殺予防 —コロナー事務所の訪問調査より—

瀧澤 透<sup>1)</sup>、反町 吉秀<sup>2)</sup>

1) 八戸学院大学人間健康学部

2) 大妻女子大学大学院人間文化研究科

## Overview of Victorian Suicide Register and Suicide Prevention in Victoria, Australia — From the Coroners Court Visit —

Tohru Takizawa<sup>1)</sup>, Yoshihide Sorimachi<sup>2)</sup>

1) Faculty of Health and Medical Care, Hachinohe Gakuin University

2) Graduate School of Studies in Human Cultures, Otsuma Women's University

### 抄録

本稿ではオーストラリア連邦ビクトリア州の自殺データベースの内容と自殺予防における役割について報告する。ビクトリア州コロナー事務所にある VSR (Victorian Suicide Register) とは、ビクトリア州で発生した自殺死亡のあらゆる情報を登録・管理するデータベースである。

コロナー制度の国では死因究明はコロナーが権限を持って行うが、VSR はコロナーが自殺であるかどうか判断することを支援する役割も持っている。また、VSR が自殺予防に果たす役割のひとつに自殺関連の分析レポートがある。

ビクトリア州はコロナーによる死因究明が公衆の健康と安全の増進 (public health and safety) に寄与している先進モデルとして広く知られているが、自殺予防上も重要な役割を果たしている。

制度の違いはあるものの、この先進モデルにある自殺データベースを知ることは、死因究明制度の構築が議論されている日本において、新しい自殺予防対策の糸口と、死因究明による公衆衛生の推進を見出すことにつながると考えられる。

キーワード：死因究明、データベース、公衆衛生、自殺予防

Cause of death, Database, Public health, Suicide prevention

受付日：2015年11月24日 再受付日：2016年1月29日 受理日：2016年2月17日

## I はじめに

### 1. Suicide Registerとは

OECD (経済協力機構) の2013ファクトブックには、次のような記述がある<sup>1)</sup>。「OECD加盟34カ国において1990年以降、自殺死亡率を40%以上低下させた国は、デンマーク、エストニア、ハンガリー、フィンランド、オーストラリアである」。これらの国のうち少なくともデンマーク<sup>2,3)</sup>、フィンランド<sup>4)</sup>、オーストラリアの一部の州<sup>5)</sup>にはシステムとしての Suicide Register もしくはそれに近いものが存在する。

Suicide Register とは、直訳すると自殺死亡情報の登録であり、その実態は自殺死亡における個々のケースの情報、例えば、性、年齢、死因、手段、動機、疾患、背景要因などを登録する制度およびシステムである。しかし、実際は単に登録をするだけでなく、実態把握、分

析、予防対策の提言の根拠といった自殺対策に果たす役割も持っている。

また、OECD ファクトブックの記述にはないものの、1970年代から一貫として自殺率の低下傾向を示しているスウェーデンにも同様の登録システムが存在する<sup>6,7)</sup>。これら自殺死亡率の低下した国のいくつかは Suicide Register が役割を果たしていることが考えられる。

### 2. ビクトリア州のコロナー事務所とVictorian Suicide Register

世界で最も死因究明制度が進んでいると言われるオーストラリア連邦ビクトリア州では<sup>8,9)</sup>、死因究明が公衆の健康と安全の増進 (Public Health and Safety) に貢献していることはよく知られている<sup>9-11)</sup>。その中心的な役割を果たす公的機関はビクトリア州コロナー事務所 (Coroners Court of Victoria : CCOV) と、コロ

ナー事務所に隣接するかたちで1988年に設立されたビクトリア法医学研究所 (Victorian Institute of Forensic Medicine: VIFM) である。

コロナー制度ではコロナーが権限をもって死因究明を行うが、ビクトリア州では、異状死のすべては届けられ、予備調査 (外表、死亡時画像診断 (Ai)、中毒検査) が行われる。そして遺体の解剖が必要な場合はコロナーが VIFM に解剖を指示している (図1)。そして死因究明を通して明らかになったことは、コロナーが類似死亡例の再発予防につなげる。この再発予防は自殺に限らず交通事故や不慮の事故、死因が明らかでない事例などを対象とする。こういった再発予防に着手する際、コロナーはコロナー予防ユニット (Coroners Prevention Unit: CPU) に援助を求めることができる。

CPU は予防の役割を重視し専門的にコロナーをサポートする部門として2009年にコロナー事務所内に設置された部署である。CPU の主な業務は、死亡に関するデータの収集と分析、死因究明と証拠の分析においてのコロナーへのサポート、ガイドラインの確認、政府内外の専門家との連絡調整、予防の領域の文献レビュー、類似例の情報提供、予防や未然防止に焦点を置いた報告などである。またビクトリア州の予防できる死亡を減らすことを目的とするコロナー制度の一部となっている。つまりコロナー予防ユニット (CPU) はコロナーが社会に

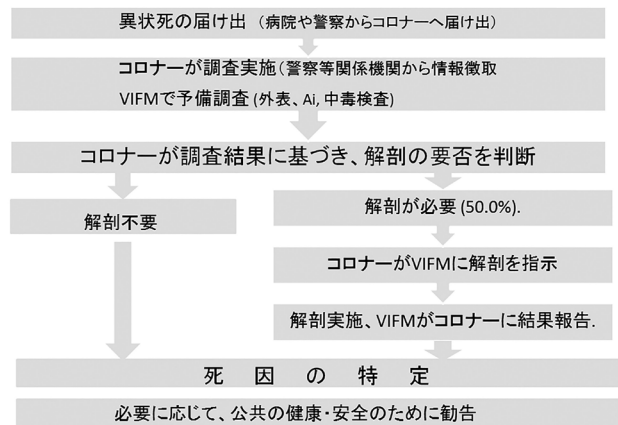


図1 ビクトリア州の死因究明

引用: 警察庁刑事局捜査第一課「オーストラリア (ビクトリア州) における死因究明制度の概要」  
 ※一部改編 (犯罪死の見逃し防止に資する死因究明制度の在り方に関する研究会第6回会議 (平成22年7月2日開催) 資料)

において、エビデンスに基づく公衆衛生の進展や安全・安心な暮らしを築くような役割を果たせるようサポートしている<sup>12)</sup>。そしてこの CPU にある Suicide Register がビクトリア自殺死亡情報登録システム (Victorian Suicide Register: VSR) である。

### 3. 目的

筆者らは2014年8月26日および29日にコロナー事務所とビクトリア法医学研究所を訪問する機会を得て、Suicide Register の開発者や担当者およびビクトリア法医学研究所副所長より、直接、話をうかがうことができた。

本稿では、コロナー事務所にあるビクトリア自殺死亡情報登録システム (VSR) について、その概要や自殺予防に果たす役割について紹介する。日本においてこれまで Suicide Register に関する報告・研究はなされていない。今日、死因究明制度の見直しが議論されているが、死因究明を再発予防につなげる実践例を示すことは、日本の死因究明制度の方向性を検討する上で意義のある報告であると考えられる。

なお、本稿は訪問の際のインタビュー、すでに公表されている資料、そして帰国後に新たに受けた情報提供などを中心に執筆している。VSR の担当者やビクトリア法医学研究所副所長らに対するインタビューについては、テープ起しをして和訳したものを本稿で引用しているが、その部分は二重鍵括弧で示している。

## II ビクトリア州のVSR

### 1. VSRの背景

#### 1) ビクトリア州の自殺死亡数

ビクトリア州はオーストラリア大陸の南東部に位置する州で、人口は約535万人 (2011センサス) である。2012年の自殺死亡数はオーストラリア全体では年間2574人に対し、ビクトリア州では511人であった<sup>13)</sup>。近年のオーストラリア連邦およびビクトリア州の自殺死亡数と死亡率は表1に示す。

#### 2) 理念と目的

自殺はオーストラリアにおいても主要な死因となり、コロナーはしばしば予防ユニット (CPU) からの自殺予防に関するサポートを必要としていた。その主なものは、自殺者が経験していたかもしれないストレス状態のより詳細な状況や、自殺直前のサービス (医療保健福

表1 オーストラリアおよびビクトリア州の自殺死亡数 (率) 2003~2013

	年	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010	2011	2012	2013
豪州 全体	人	2,214	2,098	2,101	2,118	2,227	2,341	2,335	2,478	2,392	2,574	2,520
	率	11.2	10.5	10.4	10.4	10.7	11.0	10.8	11.3	10.7	11.3	10.9
ビクトリア州	人	540	521	505	485	473	544	576	558	526	511	488
	率	11.0	10.5	10.0	9.5	9.1	10.3	10.7	10.2	9.5	9.1	8.5

ビクトリア州の自殺死亡率は州人口の年次推移を用いての概算

引用: Australian Bureau of Statistics 3303.0 Causes of Death, Australia, 2013 Table 3.2

社・行政や民間など)の利用状況の把握であった<sup>14)</sup>。そこでCPUにおいて自殺死亡の情報登録(レジスター)が検討され、先行するクィーンズランド州の自殺死亡情報登録システム(Queensland Suicide Register: QSR)を参考にVSRが2011年に開発された。その後、システムの修正・改変を重ね、2013年5月より現在のバージョンが稼働している。

ビクトリア自殺死亡情報登録システム(VSR)は自殺データベースであるが、目的の1つが『予防ユニット(CPU)による、死者の(自殺する)意図に疑問を持つコロナを支援する』ことであり、個々のケースごとにCPUが回答できるようデータ管理されている。

このシステムの根底にある原理および理念とは、『結果として自殺に至ってしまった人の人生に関する全ての情報の把握』である。設計段階では『速やかに特定したり分析したりをするためのデータベース』か『自殺に関連する要因は何が関連しているのかわからないため、できるだけ多くのデータを集める』といった2つの相反する方向性、つまり迅速に分析するために必要なだけのデータベースなのか、それとも時間をかけてもできるだけ多くの情報を集めるデータベースであるのかといったことが検討された。そして『オーストラリア全体では国家として自殺情報の収集がミニマムデータセット(前者)であり』、『データを集めるだけでは、死を防止する新しい洞察(insight)を得ることができない』ことや、『死を防止する多くの機会を逃さないため』に、最終的にはコロナ支援の目的を考え後者となった。

また、VSRの担当者は自殺を『信じられないほど複雑な行為』であるととらえている。したがってVSRにおいては自殺死亡者の背景については、自殺に至ってしまった人生が記録できるよう、極めて具体的、かつ多くのデータを登録する。また自由記述欄(Notes)も重視し、ほぼ字数制限なしでストレス要因、対人関係、検査結果などを記録している。

### 3) データソース

データ収集については、コロナが権限をもって警察や関係機関に指示を出すことができることから、多方面からあらゆる情報が集められる。具体的には、警察、審理報告(inquest brief)、コロナ報告(coroner's brief)、医学的な記録、医師(精神科医師、一般開業医など)のコメント、家族や友人からのコメントなどである。必要な場合は税務署のデータ(IRD サービス)も含まれる。

なお、コロナ事務所内にあるPCSU部門(Police Coronial Support Unit)は、ビクトリア州警察のスタッフで構成されており、異状死があった場合や火災などの現場での調査を行っている。コロナは考えられるあらゆる利益相反を避けながら、PCSUに指示を出し調査などを実施させている<sup>14)</sup>。

また、インタビューの際に質問をしたところ、ビクト

リア州では自殺死亡に際して心理学的剖検を行っていなかった。その理由としてビクトリア自殺登録システム(VSR)には『多くの情報が集められているので、心理学的剖検の方法で得られる情報はプロセスの一部として収集されている』と説明があった。

## 2. VSRの実際

### 1) データベースの項目

ビクトリア自殺死亡情報登録システム(VSR)は限られた者だけが閲覧できるパソコン上のシステムであり、あらかじめ設定された入力項目によって整理された自殺者毎のいわば個人ファイルが集積したデータベースである。

その入力項目は約240項目におよび、彼/彼女の人生を終える決定に関与したかもしれない、背景やストレスや他の要因を知ることができる。例えばパートナーとの関係については、婚姻関係の有無のほか、事実婚、同棲、恋愛関係、一時的な性的関係であったかどうかなどを選ぶ項目がある。また精神疾患についても、自発的に治療を行っていたかどうか、服薬状況や精神療法についても確認をしている。なお、精神疾患はICD-10を用いて分類をしている。

### 2) 事故と自殺 —スペクトラムとしての自殺

CPUは自殺をコロナの調査に応じて3つのカテゴリーでとらえている。1つ目は、「コロナが明確に断定した自殺」であり、これは「コロナの調査は終了し、コロナは死が自殺であるとはっきりわかった」ものである。2つ目は「自殺が疑われる(処理済み)」であり、これは「コロナの調査が終了して、死因や状況から自殺であることが明らかであるが、その意図が遺書など明示された所見で見いだせないもの」である。最後は「自殺が疑われる(未処理)」であり、これは「医学的に死因をみても、そして状況からも自殺であるが、コロナの調査は進行中であるもの」をいう<sup>15)</sup>。

これとは別に、VSRを担当する予防ユニット(CPU)のスタッフはスペクトラム(連続体)として把握するイメージも持っている。例えば過量服薬による死亡は、致死性の低い「自分を故意に害する行為」を繰り返したあとでの事故死であったかもしれない。自殺をとらえる場合、自殺の『意図的であったか意図的でなかったという選択ではなく』、スペクトラムとしてとらえたほうが状況を把握する上で実際的であるとしている。過量服薬による死亡は自殺であるのかないのかということについては、『死んでしまった当の本人でさえそれはわかっていたはずだ』とスタッフは指摘している。

また、交通事故において樹木に激突した単独事故でも、自殺の可能性は考えられる。もちろんブレーキ痕の有無で意図的であったかどうかは判断されるかもしれないが、それ以外に、『妻と大喧嘩をしたとか、人間関係が破たんしていたといった証拠からも検討をする』とい



う。

### 3. 自殺予防とVSR

コロナー事務所の予防部門である CPU にある Suicide Register は、個々の自殺の情報ファイルの総体であるとともに、エビデンスに基づく自殺予防対策を可能とするデータベースとなっている。また、VSR は自殺予防を目的として、自殺に関する詳細な情報を収集・分析し、かつ還元している。

ここではビクトリア自殺死亡情報登録システム (VSR) が果たす具体的な自殺予防としての CPU レポートについて述べる。

予防ユニット (CPU) は、これまで過量服薬による死亡や家庭内暴力による死亡について、経年変化や年齢別データを示しつつ予防対策に資するいくつかのレポートをウェブ上で公開している。

自殺に関するレポートは、2013年に VSR データを用いてギャンブル関連の自殺について報告をしている<sup>15)</sup>。それによると2000年1月～2012年12月の13年間に128例 (男性108例、女性20例) のギャンブルが要因となった自殺事例があり、30歳代が最も多かったと分析をしている。そしてコロナーの調査結果は、ギャンブル会場付近に ATM があることが自殺の遠因であった事例を見出し、コロナーが指摘する、州の責任部署 (ビクトリア州ギャンブル規制委員会) の政策作成と実行について、留意を促さなければならないとしている。またこの128例のうち5例は、その死亡事例が予防施策において参考になるものであるとし、氏名や自殺の背景などのケースを短く示している。

なお、ギャンブルと自殺に関する CPU のこの短いレポートは、速やかに新聞などで広く報じられている<sup>16)</sup>。

## Ⅲ 日本におけるSuicide Registerの可能性

### 1. 死因究明の制度の相違

コロナー (司法官職) が死因究明を行う制度は、人の死の真実を明らかにし、社会の安全を目指すものであり、犯罪の有無を明らかにしたり警察捜査に協力したりすることを第一の目的としていない。英国に起源をもつコロナー制度は、英連邦のうちのカナダ、ニュージーランド、オーストラリアなどで導入されているが、オーストラリアでは近年、public health and safety や injury prevention の観点から制度を大きく捉え直して、なかでもビクトリア州は最も先進的な取り組みを見せている<sup>17)</sup>。

一方で日本の死因究明制度は、届けられた異状死について警察が犯罪性の有無について検視し、身元確認や死因調査の見分を行う。医師が立会い死因調査に協力をするが、その多くは警察医 (警察に死体検案を囑託されている臨床医) であり、通常は外表から観察により死因を判定する。司法解剖や行政解剖など解剖による死因究明

は届けられた異状死の約10%と少ない<sup>18,19)</sup>。

日本とオーストラリアとは、このように死因究明の制度が大きく異なっているため、VSR のような Suicide Register はそのまま日本に導入できるものではないかもしれない。またビクトリア州全体における自殺死亡も年間500件程度と多くなく、自殺死亡数の件数が2万件を超える日本と状況が違う。

しかし、平成26年の死因究明等推進計画検討会が示した最終報告書に死亡時画像診断や薬物・毒物検査の活用が提案されるなど、現在、我が国において死因究明の制度が変わろうとしている点を考えると、少なくとも、自殺の実態把握について点検や見直し、そして新しい仕組みづくりの検討はされなければならない<sup>20,21)</sup>。つまり、自殺を事件性の有無だけで検死するだけでなく、積極的に自殺予防を行っていく仕組みである。

### 2. 自殺予防としてのSuicide Register

2014年6月に閣議決定された死因究明等推進計画において、政府は地域において警察や行政、医師会、歯科医師会、大学などによって構成された「死因究明等推進協議会」の設置や活用を求めており<sup>22)</sup>、全国では2014年8月に愛媛県、2015年4月に福岡県、6月に滋賀県で発足している<sup>23,24)</sup>。

自殺に地域差があること、警察行政も都道府県単位であることを考えた場合、予防を目的とした自殺情報の登録システムは、まずは都道府県で進めていくことが実際的である。そして、警察、大学、医師会のほか、法律家、法医学者、公衆衛生専門職らを交えた死因究明等推進協議会のようなネットワークが主体となって、検死情報の質の管理と、将来的なデータベースを構築することが考えられる。当面は警察の自殺統計原票の見直しと、同原票と死体検案書のデータ管理の一元化を行っていくこと、さらに警察医ができない伝聞情報の詳細の確認や心理社会的な要因の整理・分析、これに大阪府警が着手するような簡易な薬毒物検査<sup>25)</sup>などを組み合わせていくなどすれば、こういったことが日本型 Suicide Register の構成要素となる。もちろんこれらシステムを作り上げていく際、プライバシー権や個人情報に関することを慎重に議論すべきであろう。

死因究明の推進は、公衆の健康と安全すなわち公衆衛生の向上に資するようにも行われるものである。異状死の約2割を占める自殺死亡の情報登録システムは、異状死全体のデータベースの端緒となるはずである。つまり、調査や分析により未然に異状死 (例えば熱中症、プールや溜池での溺死など) を防ぐデータベースの構築につながっていくものと思われる。

## V おわりに

オーストラリアの中でもビクトリア州は最も進歩した死因究明制度を取っている。そして自殺対策について

も、近年、優れたシステムを開発した。今回の訪問でビクトリア自殺死亡情報登録システム (VSR) の背景や概要を知ることができたが、日本の自殺対策においても参考となることが多い。近い将来、こういったシステムが日本に導入され自殺対策が推進していければと考える。

VSR はコロナ制度をとっている国のシステムであるからと制度の違いが注目されてしまうが、日本型データベース構築は多少の困難は伴っても可能であると考えられる。ビクトリア州も特に近年、思い切った改革を重ねて今日のような世界で最も進んだ死因究明を行うに至っている。現在のビクトリア法医学研究所 (VIFM) とコロナ事務所がある場所は、1980年代前半までは“医学的にも法学的にも死因調査については貧弱な設備と環境”しかなかった<sup>26)</sup>。コロナ事務所は死因究明や避けられる死の予防のためには機能しておらず、こうした背景の中ビクトリア法医学研究所 (VIFM) は必要に迫られて設立されている。

日本は死因究明制度の改革を始めたばかりであるが、今後もビクトリア州から学ぶことは少なくないと思われる。

## 謝 辞

訪問を受入れていただいた VIFM のデビッド・ランソン副所長に、また VSR について御教唆いただいたコロナ事務所の予防ユニット部門 (CPU) のジェレミー・ドゥワイヤー氏およびリンダ・ブジェヤ氏に深甚よりお礼申し上げます。なお本研究の一部は、第73回日本公衆衛生学会 (栃木) および第34回日本社会精神医学会 (富山) で報告をしている。

本報告は文部科学研究費補助金 (課題番号24591728) の助成を受けて行われた。

## 文 献

- 1) OECD Fact book 2013 : Economic, Environmental and Social Statistics. Paris : OECD Publishing, 2013. At: <http://dx.doi.org/10.1787/factbook-2013-en>. Accessed April 10, 2015.
- 2) Erlangsen A, Canudas-Romo V, Conwell Y. Increased use of antidepressants and decreasing suicide rates: a population-based study using Danish register data. *J Epidemiol Community Health*, 2008 ; 62(5) : 448-454.
- 3) Qin P, Waltoft BL, Mortensen PB, et al. Suicide risk in relation to air pollen counts: a study based on data from Danish registers. *BMJ Open*, 2013 ; 3(5), doi: 10.1136/bmjopen-2012-002462.
- 4) Mäki N, Martikainen P. A register-based study on excess suicide mortality among unemployed men and women during different levels of unemployment in Finland. *J Epidemiol Community Health*, 2012 ; 66(4) : 302-307.
- 5) De Leo D, Klieve H. Communication of suicide intent by schizophrenic subjects: data from the Queensland Suicide Register. *Int J Ment Health Syst*, 2007 ; 1(1) : 6.
- 6) Björkenstam C, Johansson LA, Nordström P, et al. Suicide or undetermined intent? A register-based study of signs of misclassification. *Popul Health Metr*, 2014 ; 12 : 11.
- 7) Mittendorfer-Rutz E, Rasmussen F, Wasserman D. Familial clustering of suicidal behaviour and psychopathology in young suicide attempters. A register-based nested case control study. *Soc Psychiatry Psychiatr Epidemiol*, 2008 ; 43(1) : 28-36.
- 8) 厚生労働省医政局総務課医療安全推進室. 2010年6月15日第1回死因究明に資する死亡時画像診断の活用に関する検討会議事録. At: <http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/2r9852000000bhju.html> Accessed January 28, 2016.
- 9) 反町吉秀, 瀧澤透. Public health and Safetyと死因究明制度—公衆衛生の立場から. *公衆衛生*, 2015 ; 79(5) : 329-333.
- 10) Blum C, Shield J. Toddler drowning in domestic swimming pools. *Inj Prev*, 2000 ; 6(4) : 288-290.
- 11) McNeilly B, Ibrahim JE, Bugeja L, et al. The prevalence of work-related deaths associated with alcohol and drugs in Victoria, Australia, 2001-6. *Inj Prev*, 2010 ; 16(6) : 23-428.
- 12) Sutherland G, Kemp C, Bugeja L, et al. What happens to coroners' recommendations for improving public health and safety? Organisational responses under a mandatory response regime in Victoria, Australia. *BMC Public Health*, 2014 ; 14 : 732.
- 13) Australian Bureau of Statistics. 3303.0 - Causes of Death, Australia, 2013 At: <http://www.abs.gov.au/ausstats/abs@.nsf/mf/3303.0/>. Accessed January 28, 2016.
- 14) Coroners Court of Victoria. 2013-14 Annual Report Coroners Court of Victoria. At: <http://www.coronerscourt.vic.gov.au/find/publications/> Accessed January 28, 2016.
- 15) Coroners Court of Victoria. Coroners Prevention Unit - Gambling Related Suicide Reports. 2013. At: <http://www.coronerscourt.vic.gov.au/find/publications/coroners+prevention+unit+gambling+related+suicide+reports>. Accessed January 28, 2016.
- 16) ABC (Australian Broadcasting Corporation) NEWS. Problem gambling linked to 130 deaths in Victoria. Updated 20 Sep 2013. At: <http://www.>

- abc.net.au/news/2013-09-20/problem-gambling-linked-to-130-deaths-in-victoria/4970772. Accessed January 28, 2016.
- 17) 福島至. 第3章諸外国の検死制度第2節オーストラリア. 福島至編著. 法医鑑定と検死制度 (龍谷大学社会科学研究所叢書第74巻). 東京: 日本評論社, 2007; 229-241.
- 18) 中園一郎. 我が国における死因究明制度の現状と課題—日本型の死因究明制度の構築を目指して—. RESEARCH BUREAU論究, 2009; 6: 18-28.
- 19) 中根憲一. 我が国の検死制度—現状と課題—. レファレンス, 2007; 57 (2): 96-124.
- 20) 瀧澤透. 人口動態調査死亡票における自殺死亡者の精神疾患について. 日本公衆衛生雑誌, 2012; 59 (6): 399-406.
- 21) 瀧澤透, 反町吉秀. 自殺における精神疾患の実態把握について—死因究明制度に関連して—. 八戸学院大学紀要, 2014; 48: 43-50.
- 22) 内閣府. 死因究明等推進計画 (平成26年6月13日閣議決定). At: <http://www8.cao.go.jp/kyuumei/law/keikaku.html> Accessed January 28, 2016.
- 23) 愛媛大学ホームページ. 第1回愛媛県死因究明等推進協議会を開催しました At: [http://www.ehime-u.ac.jp/news/detail\\_8627.html](http://www.ehime-u.ac.jp/news/detail_8627.html) Accessed January 28, 2016.
- 24) 京都新聞2015年6月2日 At: <http://www.kyoto-np.co.jp/politics/article/20150602000172> Accessed January 28, 2016.
- 25) 共同通信 (2015). 大阪府警、全変死体で毒物検査へ犯罪死見逃し防止. 2月4日. At: <http://www.47news.jp/CN/201502/CN2015020401001879.html>. Accessed January 28, 2016.
- 26) Victorian Institute of Forensic Medicine. Our History. At: <http://www.vifm.org/about-us/> Accessed January 28, 2016.